

建設事業の評価について
(意見具申)

令和7年11月18日

大阪府建設事業評価審議会

1 令和7年度の審議

(1) 審議の経過

令和7年度に提示された8件のうち、事前評価案件2件及び再評価（再々評価）案件1件について、大阪府建設事業評価審議会規則第6条に則り、第1回から第3回の都市整備部会（以下部会）において対応方針（原案）について審議を行い、部会の審議の決議をもって大阪府建設事業評価審議会（以下審議会）の決議とした。

(2) 審議対象の基準

審議対象基準は、4ページのとおりである。

(3) 開催状況

部会の開催状況は、5ページのとおりである。

2 審議結果

各事業の詳細な審議内容については、府のホームページの令和7年度各開催回の説明資料と議事概要等を参照されたい。

資料及び議事概要等については、以下の府のホームページに掲載している。

（https://www.pref.osaka.lg.jp/o130020/jigyokanri/enjihyoukabukai_r7/index.html）

なお、府の対応方針（原案）の定義は、3ページのとおりである。

(1) 事前評価

次表に記載の2事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【道路事業】	
① 主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線（山城バイパス） 道路改良事業	事業実施
【街路事業】	
② 都市計画道路大阪瓢箪山線街路事業	事業実施

(2) 再（再々）評価

次表に記載の1事業について審議を行った。その結果、府の対応方針（原案）は、部会に提出された資料と説明の範囲において適切であると判断した。

対象事業と府の対応方針（原案）

事業名	府の対応方針（原案）
【道路事業】	
③ 都市計画道路大阪瓢箪山線街路事業	事業継続

3 付帶意見

府の対応方針（原案）の定義

府の対応方針（原案）	定義
事業実施	事業を実施するもの
事業継続	事業を継続するもの
事業一部再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業一部休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業全体として継続するもの
事業一部休止	事業全体としては継続するが、一部について休止し、休止部分については一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業一部中止	事業全体としては継続するが、一部を中止するもの
事業再開	前回審議において、府の対応方針（原案）を「事業休止」としていたが、再開する準備が整ったため、事業を継続するもの
事業休止	事業を休止し、一定期間後に再開等について見直しを行うもの
事業休止の継続	「事業休止」を継続するもの
事業中止	事業を中止するもの

大阪府建設事業評価審議会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	<p>要綱第3条(1)に掲げる事業のうち、知事が特に必要と認める事業(同第7条第1項第2号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価 ・ 再々評価	<p>府等が実施する総事業費 10 億円以上の建設事業のうち、次のいずれかに該当する事業 (ただし、(※)に該当する事業は審議対象から除くことができる)</p> <p>(1)着工準備採択の年度を起点として 5 年を経過した時点で事業採択に至らない事業 (2)事業採択の年度を起点として 5 年を経過した時点で未着工の事業 (3)事業採択の年度を起点として 10 年を経過した時点で継続中の事業 (4)再評価実施後 5 年(下水道事業にあっては 10 年)を経過した時点で継続中又は未着工の事業 (5)事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕 ①事業を中止、休止(休止後の再開を含む)する場合 ②総事業費が 3 割以上(総事業費が 10 億円未満の事業は 3 億円以上)増減する場合 ③その他、事業計画を大きく変更する場合 (※) 1)事業内容等から代替案の検討が困難な事業 2)評価時点における進捗率が高い事業として、次のいずれかに該当する事業 (ア)事業費による工事進捗率が 80%以上の事業 (イ)翌年度に完了予定の事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析(費用便益分析等) ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策など

令和7年度 開催状況

年 月 日	開 催 内 容
令和7年9月22日	<p>第1回</p> <p>事業概要説明及び審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路八尾富田林線 街路事業 ・都市計画道路大阪瓢箪山線 街路事業 ※再評価 ・主要地方道柏原駒ヶ谷千早赤阪線 (山城バイパス) 道路改良事業 ・都市計画道路大阪瓢箪山線 街路事業 ※事前評価
令和7年10月17日	<p>第2回</p> <p>前回課題の追加説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路八尾富田林線 街路事業 事業概要説明及び審議 ・主要地方道茨木摂津線（仮称：佐保橋梁）道路改良事業 ・主要地方道枚方富田林泉佐野線 (都市計画道路梅が丘高柳線) 道路改良事業 ・主要地方道大阪和泉泉南線 (都市計画道路大阪岸和田南海線) 道路改良事業 ・服部緑地整備事業
令和7年11月18日	<p>第3回</p> <p>前回課題の追加説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主要地方道茨木摂津線（仮称：佐保橋梁）道路改良事業 府民意見等の募集結果(第1回) 意見具申(案)の審議

令和 7 年度 大阪府建設事業評価審議会 委員名簿

あらき おさむ
荒木 修 関西大学 法学部 教授

うちだ たかし
◎ 内田 敬 大阪公立大学大学院 工学研究科 教授

おたざわ としもり
○ 織田澤 利守 神戸大学大学院 工学研究科 教授

たかはし しょうじ
高橋 翔志 弁護士

なかいそ あゆみ
中磯 亜由美 公認会計士

なかむら えり
中村 絵理 神戸大学大学院 経営学研究科 教授

ながまち しほ
長町 志穂 株式会社 LEM 空間工房 代表取締役

(敬称略・50 音順) ◎ : 会長 ○ : 会長代理

令和 7 年度 大阪府建設事業評価審議会 都市整備部会 委員名簿

あらき おさむ
荒木 修 関西大学 法学部 教授

うちだ たかし
◎ 内田 敬 大阪公立大学大学院 工学研究科 教授

おたざわ としもり
○ 織田澤 利守 神戸大学大学院 工学研究科 教授

たかはし しょうじ
高橋 翔志 弁護士

なかいそ あゆみ
中磯 亜由美 公認会計士

なかむら えり
中村 絵理 神戸大学大学院 経営学研究科 教授

ながまち しほ
長町 志穂 株式会社 LEM 空間工房 代表取締役

(敬称略・50 音順) ◎ : 部会長 ○ : 部会長代理

審議会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/0130020/jigyokanri/enjihyoukabukai_r7/index.html)

また、府政情報センター、事務局（都市整備部事業調整室事業企画課）に備え付けています。